

医療制度改革に関する要望

今般の医療制度改革は、非常に大きな制度改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものである。この医療制度改革の推進にあたっては、3計画1構想（医療計画、医療費適正化計画、健康増進計画及び地域ケア体制整備構想）の策定とその推進など、都道府県も主体的な役割を果たすことが求められている。

医療制度改革を円滑に推進するためには、もとより都道府県も積極的に取り組んでいくが、国としても制度設計者として、積極的な取り組みを行うとともに、関係団体ひいては国民における一層の理解と協力を得ることが必要である。

また、この医療制度改革は、都道府県や市町村の協力なしには推進しえないものであり、いやしくも国の負担のみが軽減され、都道府県や市町村へ負担転嫁するようなことがあってはならない。

したがって、下記の事項について、国の十分な対処を求めるものである。

記

1. 療養病床の再編成を進めるに際しての基本的考え方について

- 今般の医療制度改革では療養病床の再編成が大きな柱となっている。
療養病床の再編成は、療養病床の入院患者の半数以上は医療の必要性の低い高齢者であるとの前提に立ち、それらの病床を老人保健施設等に転換するという目的で進められてきた。

その後、国は、患者調査やアンケート結果等を基に、療養病床から転換を行う老人保健施設に夜間の看護職員の配置や終末期の入所者の看取りに対応できるようにするなどの医療機能を持たせることを検討している。

介護保険サービスとしての老人保健施設等に新たな医療機能を持たせ、結果として従来の療養病床と同様のサービスを行うことは、単なる医療保険から介護保険への付け替えに他ならず、認められるものではない。

療養病床の転換推進の枠組みづくりは、改革の本来の目的に即して行うこと。

2. 医療制度改革を推進するための環境整備について

(1) 医療制度改革に対する国民や関係団体等の理解促進など

- 今回の医療制度改革は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるが、未だ国民はもとより、関係者の理解や認知が十分には進んでいないと考えられることから、早急に国民・関係団体等への理解の促進を図ること。

各都道府県においても、地域の医師会など関係団体等への理解浸透を図りつつ必要な調整を行うが、その前提として、国においても、全国レベルの関係団体等との事前調整を十分に行い、その状況について各都道府県に情報提供すること。

(2) 国及び市町村の役割の明確化等について

- 医療計画における「医師等医療従事者の確保」などをはじめ、今般の医療制度改革推進に必要な全国共通の基本的な事項に関する国の責務について基本方針等において明確にするとともに、改革が着実に達成できるよう実効性ある対策を早急に実施すること。
- 今回の医療制度改革を推進するためには、介護保険の運営や「見守りと住まい」などの充実、特定健診の実施などにおいて、市町村の取り組みが重要である。そのため、基本方針等において、市町村の役割を明確に位置付けるとともに、その積極的な関与を促すような施策を実施すること。
- 健康増進計画の改定及び医療費適正化計画の策定にあたり、都道府県が指導権限を有しない被用者保険の保険者等の協力については、権限を有する国においても積極的に指導すること。

3. 医療制度改革を推進するための支援策について

(1) 療養病床の再編成について

- 今般の医療制度改革では療養病床の再編成が大きな柱であるが、これまでに示された方針等では、診療報酬や介護報酬の改定の方向性が不明確であるなど、判断材料が十分でないことから、意向調査の結果を見ても療養病床の転換に慎重な姿勢を示す医療機関が多い。したがって、これまでに示された療養病床数の転換目標やその医療区分の考え方の根拠とともに、診療報酬や介護報酬の改定の方向性及び老人保健施設等への転換後の経営モデルの提示、転換後の受け皿となる施設における医療サービスや在宅医療・介護の在り方など、転換への判断材料を、夏の転換意向調査の前までに示すこと。
- 地域ケア体制整備構想の策定にあたり、介護保険を運営する市町村との調整を円滑に進めるため、療養病床の再編成が市町村財政に与える影響を早期に示すこと。

- 山間、へき地を抱える地域については、市町村の小さな診療所が療養病床を持つところが多く、老人保健施設等への転換が容易でないことから、このような小規模な病院、診療所における療養病床転換のモデルを示すこと。
また、転換モデルのひとつとして、医療法人附帯業務拡大として新たに位置づけられる「高齢者専用賃貸住宅」が考えられるが、法的位置づけ及びそこで提供されるサービスの質を担保する仕組みを早急に示すこと。

- 療養病床の転換により、老人保健施設等へ移る入院患者の医療ニーズと老人保健施設等における医療の提供に乖離が生じないよう、必要な措置を講じること。

(2) 財政措置等について

- 医療費適正化計画及び地域ケア体制整備構想では、療養病床の再編成がその柱となるが、医療療養病床から老人保健施設等への転換が進むと、療養に要する費用が医療保険から介護保険へとシフトすることとなる。

療養病床の転換を進めるに当たっては、医療そのものの効率化などの基本理念に即して行うとともに、国の財政負担が軽減される一方で、都道府県や市町村の財政負担が増加することのないように、必要な財政措置を講じること。

また、療養病床の転換の際必要となる施設整備に対し十分な財政措置を講じること。

さらに、老人保健施設の機能を拡大するなど新しい仕組みを導入する場合は、それに伴う地方負担の増加分について、必要な財政措置を講じること。

- 市町村において、健康増進法を基に実施する各種事業に対しては、市町村の財政負担が増加することのないように、必要な財政措置を講じること。

また、医療保険者が実施する特定健診・特定保健指導に関し十分な財政措置を行うこと。

平成19年6月15日

全 国 知 事 会